水害・土砂災害に迅速に対応します

水防団への出動要請

堤防付近で水が吹き出る漏水により、堤防が決壊する恐れがある場合、県を通じて速やかに各地区水防団等への出動要請を行っています。

平成19年 台風4号（後川 高知県四万十市）

平成19年 台風4号（那賀川 徳島県阿南市）

H19.7.15 徳島新聞

●水防団への出動要請フロー

四国地方整備局 各河川事務所
↓ 出動要請
各県水防本部
↓ 通知
各県土木事務所
↓ 通知
各県市町村
↓ 通知
各水防団

災害対策用機械の派遣

豪雨により河川や内水はん濫が発生したときには、浸水被害を最小限に抑えるために、排水ポンプ車、照明車が緊急出動し排水作業を行います。
また、平成18年度には、高松空港に災害対策用ヘリコプター「愛らんど」号を配備し、情報収集体制及び災害対策体制を強化しています。

照明車の派遣（那賀町復旧支援）

災害対策用ヘリコプターの派遣（那賀町被災状況調査）

排水ポンプ車の派遣（肱川水系矢落川）

直轄河川管理施設等の災害復旧

近年、平成16年10月台風23号や平成17年9月台風14号など、戦後最大規模の洪水が頻発しています。
河川においては、護岸崩壊、漏水及び河床洗掘による根固流出などの被災、ダムでは、流木の異常流入、砂防での地すべり、土石流の発生、高知海岸での砂浜の侵食による海岸堤防・離岸堤の被災など、被災内容も多岐にわたっています。
このように頻発する洪水等で河川等の施設が被災した場合には、早期に復旧できるように努めます。

土砂災害防止法の一部改正 （平成22年11月25日改正、平成23年5月1日施行）

●法改正の目的

大規模な土砂災害が急迫している状況において市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については、都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなりました。

大規模な土砂災害が急迫
[河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、地滑り等]

法改正による制定事項

河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞の湛水（高度な技術を要する土砂災害）については国、地滑りについては都道府県が
→ **緊急調査を実施**

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（**土砂災害緊急情報**）を市町村へ通知・一般へ周知

市町村長が住民への避難を指示（災害対策基本法第60条）等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

土砂災害緊急情報の流れ

国土交通省（河道閉塞・火山噴火）
高度な専門的知識及び技術を要するもの

都道府県（地滑り）

・ホームページ
・報道機関等
・広報車
・防災行政無線

○○市町村長殿 土砂災害緊急情報
都道府県知事及び市町村長への通知

一般への周知

市町村長への通知
○○市町村長殿 土砂災害緊急情報

災害対策基本法に基づく市町村長による避難指示等（災害対策基本法第60条）